

EDGEMATRIX SIMサービス利用規約

本規約は、EDGEMATRIX 株式会社（以下「当社」といいます。）が、本サービス（第2条で定義します。）を提供するに際して、その利用者（以下「契約者」といいます。）との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めます。

当社と契約者との間において、本規約は、本契約の内容となります。

本サービスの提供は、契約者が、本規約の全文を確認し、かつ、本契約の締結手続き（第4条に規定します。）を含むそのすべての適用に同意したことを前提条件とします。このような同意がない限り、契約者は本サービスを利用できません。本サービスを利用したとき、契約者は本規約の全文を確認し、かつ、そのすべての適用に同意したとみなします。

第1条（目的および適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の権利義務関係の設定を目的とし、当社と契約者との間の本サービスの利用にかかわる一切の関係に適用されます。
2. 本規約およびその別紙（本規約で言及するリンク先の当社ウェブサイトを含みます。）は、本契約の内容を構成します。本規約と別紙の規定との間に抵触または矛盾があるとき、別紙の内容が優先して、適用されます。本規約の他の条項で「本規約」または「本契約」というとき、別紙およびその内容を含みます。
3. 本規約の内容と、申込書の規定との間に、抵触または矛盾があるとき、申込書の規定が優先して、適用されます。

第2条（定義）

本規約では、次の各用語は、次の意味を有します。

（1）当社関係者

当社の子会社および関連会社その他関係会社ならびに取引提携先

（2）本契約

本規約の規定に基づき、当社と契約者との間で成立する本サービスの利用に関する契約

（3）本サービス

当社が、契約者に対し、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）の MVNO とし

て、本契約締結の時点で「EDGEMATRIX SIM サービス」の名称で提供する、Edge AI Box 専用の LTE 通信サービス

「EDGEMATRIX SIM サービス」では、ドコモの移動無線通信に係る通信網を利用しています。

「EDGEMATRIX SIM サービス」の料金と提供条件は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとなります。

<https://edgematrix.com/ready-made-ai/>

(4) SIM カード

当社が契約者に貸与する、本サービスの利用に必要なデータ通信専用 の IC カード
本サービスを利用するために、SIM カードを Edge AI Box に装填する必要があります。

(5) エッジ AI

データが生成される現場または近傍で行われる AI の処理

(6) エッジ AI デバイス

エッジ AI を実行し、それにより生成されたデータをユーザーに伝送する装置

(7) Edge AI Box

当社が提供するエッジ AI デバイス

(8) EDGEMATRIX サービス

当社が「EDGEMATRIX サービス」の名称で提供する映像のエッジ AI に関するサービス

「EDGEMATRIX サービス」の詳細は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとなります。

<https://edgematrix.com/ready-made-ai/cloud-platform/>

(9) Edge AI Box サブスクリプションサービス

当社が、「Edge AI Box サブスクリプションサービス」の名称で提供する、Edge AI Box の
貸与サービスと EDGEMATRIX サービスをセットにしたサービス

(10) 申込書

本契約の締結に必要な当社所定の書類。当社所定のフォームに必要な情報を入力の
うえ、契約者が当社にオンラインにより送信したものを含みます。

(11) ユーザー

契約者によって正当に本サービスの利用権限を付与された契約者の役員、従業員（派
遣社員を含みます。）その他構成員

(12) データ

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方法で創出される記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）に記録された情報

(13)知的財産

発明、考案、意匠、著作物、商標その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であつて、産業上の利用の可能性があるものを含みます。）、および営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報

(14)知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含みます。）

(15)不可抗力

天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含みますがこれらに限られないものとします。）、疫病、戦争、暴動、内乱、テロ行為、サイバー攻撃、ストライキ、法令の遵守、政府機関の行為、その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象

(16)法令

法律、政令、規則、基準およびガイドライン

(17)反社会的勢力

暴力団、暴力団員、（年限を問わず）過去暴力団員であった者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合、または社会情勢、経済事情もしくは本サービスに関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更に係る規定に基づき、本サービスの目的に反しない範囲で本規約の内容を変更できます。
2. 当社は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、当社ウェブサイト上に表示または当社の定める方法により契約者に通知することで、契約者に周知するものとします。ただし、法令上契約者の同意が必要となる変更を行う場合は、当社が適当と判断した方法により同意を得るものとします。
3. 当社が本規約を変更した場合において、契約者が変更の効力発生日後に本サービスを利用したときは、法令上その効力を否定される場合を除き、契約者が変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第4条(本契約の締結)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます。)は、当社に対し、申込書を提出することで、本契約の締結を申し込みます。
2. 申込者は、申込書に、当社の所定の事項を記載します。
3. 申込者は、当社が申込書に記載された内容の真実性を確認するために書類等の提示または提出の求めたとき、これに応じるものとします。
4. 申込者は、当社に対し、申込書の提出時点で、次の各号の事項の真実性を表明し保証します。
 - (1) 申込者が、本契約を締結する正当な権限を有すること
 - (2) 申込者が、本規約の全文を確認し、そのすべての適用に同意したこと
 - (3) 申込者が、当社に対し、本サービスの利用の申込みの可否の検討に影響を与えうる重要な事実をすべて開示したこと
 - (4) 申込書の記載内容その他申込者から当社に対し、開示された事項がいずれも真実であること
 - (5) 申込者が、過去に、本サービスの利用に関し、当社との間の契約に違反した者でないこと
 - (6) 申込者が、反社会的勢力に該当する者または関与する者でないこと
5. 次の各号のいずれかに該当するとき、当社は、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができます。当社は、申込者に対し、その申込みを承諾しない理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 申込書が、第2項の当社の所定事項の記載を欠くとき
 - (2) 前項の表明保証に反するおそれまたは現実の違反があるとき
 - (3) その他申込者による本サービスの利用を承認することが適当でないと当社が判断するとき
6. 申込書の到達後、7営業日以内に、当社が、申込者に対し、その申込みの承諾の有無を通知しないとき、その申込みは承諾されなかったものとみなします。
7. 本契約は、当社が、申込者に対し、申込書による申込みについて、承諾の意思表示を通知した時に成立します。
8. 当社は、申込者について、次の各号のいずれかの原因により生じた権利または利益の侵害に起因し、または、関連する損害の一切について、責任を負いません。
 - (1) 申込みに対する承諾の有無の通知の留保
 - (2) 申込みへの不承諾

第5条(本サービスの提供等)

1. 当社は、契約者に対し、本サービスを、本規約および適用法令を遵守して提供します。
2. 当社は、本サービスの提供およびそれに関連する業務の全部または一部を、当社関係者その他第三者に対し、委託できます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理します。
3. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、および期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有することについて、いかなる保証もしません。
4. 下記各号のいずれかに該当する法人その他の団体に限り、契約者となることができるものとします。
 - (1) Edge AI Boxサブスクリプションサービスの利用者
 - (2) Edge AI Boxの所有者
5. 契約者は、本サービスの利用に際しては、Edge AI Box 1台ごとに本契約を締結するものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用に際しては、本契約の対象となるEdge AI Boxを電気通信事業法および電波法その他関係法令が定める技術仕様に適合するように維持するものとする。
7. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたデータが破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第6条(通信区域)

本サービスの通信区域は、ドコモの通信区域の通りとします。契約回線による通信は、その契約回線に接続されているEdge AI Boxが通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

第7条(通信利用の制限)

当社は、契約回線に係る技術上、保守上およびその他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、またはドコモの提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくはドコモと当社との間で締結される契約の規定に基づく、ドコモによる契約回線の利用の制限が生じた場合、契約回線による通信を一時的に制限することがあります。

第8条(通信時間等の制限)

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(当社またはドコモがそれらの機関との協議により定めたものに限り)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。
3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
4. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について、通信速度や通信量を制限することがあります。
5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第9条(通信速度等)

1. 当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する SIM カード、契約者が使用する Edge AI Box、ネットワーク環境およびその他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第10条(通信量の測定)

契約者が使用したデータ通信量は、ドコモの機器により測定するものとします。

第11条(契約期間・プラン変更・中途解約)

1. 本契約の契約期間は、申込書に記載された契約開始日から、当社と契約者との合意により、契約開始日から3か月間もしくは2年間のいずれかとなります(以下、契約期間が契約開始日から3か月間の本契約を「3か月契約」、契約期間が契約開始日から2年間の本契約を「2年契約」といいます。)
2. 3か月契約と2年契約では、サービス利用料金(第12条で定義します。)およびサービス提供条件が異なります。その詳細は下記 URL の当社ウェブサイト記載の通りとなります。
<https://edgematrix.com/ready-made-ai/>
3. 2年契約の場合、契約者から、契約満了日の2か月前までに当社指定の方法で更新の拒絶または契約条件の変更等の申し出がない場合には、本契約は、同じ条件で更に自動的に更新されるものとし、以降も同様とします
4. 2年契約の場合、プラン変更を希望する場合には、所定の手続きをすることによってプラン変更できるものとします。ただし、プラン変更によってSIM交換の作業等が必要な場合は、当該作業等に係る一切の費用を契約者が負担するものとします。
5. 契約者は、3か月契約の満了後、その満了日の翌日を契約開始日として2年契約を新たに締結することになった場合、当該3か月契約と月額料金の同じプランで契約するときに限り、当該3か月契約の SIM カードを2年契約においても利用できるものとします。
6. 契約者は、本契約の成立後、自らの都合で解約を希望する場合には、所定の手続きをすることによって解約できるものとします。ただし、解約した月の月額利用料は全額支払うものとします。

第12条(サービス利用料金および支払方法など)

1. 本サービスの利用料金(以下「サービス利用料金」といいます。)は月額利用料金、月額超過料、および各種手数料によるものとし、その詳細は下記URLの当社ウェブサイト記載の通りとなります。
<https://edgematrix.com/ready-made-ai/>
2. 契約者は、当社に対し、本サービスを利用できる地位を得る対価として、下記各号に定める条件に従って、サービス利用料金および適用される税を支払います。
 - (1) 当社からの請求に基づき、当月分のサービス利用料金をその翌月末日までに、当社指定の金融機関の口座へ支払うこと
 - (2) 振込手数料その他支払いに要する費用のすべてを負担すること
3. サービス利用料金は第11条(契約期間・中途解約)で定める契約開始日から支払い義務が発生します。月の途中で本契約が開始する場合であっても、または月の途中で本契

約が終了した場合であっても、サービス利用料金は日割り計算にはなりません。

4. 契約者は、その原因を問わず、本サービスを現実に利用しなかったことを理由に、サービス利用料金の支払いを拒めません。
5. 当社は、いかなる場合であっても、契約者が当社に対し支払ったサービス利用料金の返還義務を負いません。
6. 当社は、必要と判断した場合には、サービス利用料金の改定を行うことができるものとします。ただし、サービス利用料金を増額する場合には、当社は、料金を変更する旨および変更後の料金および効力発生日を当社ウェブサイト等への掲載その他当社が適当と判断する方法により、当該変更前に、契約者に通知します。また、当社は、裁量で、契約者に対して、旧サービス利用料金の適用を認める移行期間を設けることができるものとします。

第13条(本サービスの変更)

当社は、その裁量により、契約者に対する事前の通知なく、本サービスの品質維持および品質向上を目的として、本サービスの全部または一部を変更できます。

第14条(本サービス提供の中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 当社またはドコモの電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第7条(通信利用の制限)または第8条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときはこの限りではありません。

第15条(本サービスの提供の終了)

当社は、その裁量により、いつでも、その理由を問わず、本サービスの全部または一部の提供を終了できます。この場合、当社は、契約者に対し、本サービスの提供を終了する旨を、終了日の180日前までに、通知します。

第16条(利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) サービス利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)
 - (2) 契約者がその重大性を問わず、本契約上の表明保証または義務に違反しているとき
 - (3) 本サービスを、自らの業務目的以外に使用または利用しているとき
 - (4) SIMカードをEdge AI Box以外のデバイスに使用しているとき
 - (5) 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われているとき
 - (6) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されているとき
 - (7) 本サービスが違法な態様で使用されているとき
 - (8) 前各号のほか、本規約の定め違反する行為が行われているとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、通常の連絡方法を用いても通知できないとき、または緊急のためやむを得ないときはこの限りではありません。
3. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、サービス利用料金は発生します。

第17条(ユーザー管理等)

1. 契約者は、ユーザーに対し、本サービスの利用について、本規約の内容を周知徹底し、本規約における契約者の義務と少なくとも同水準の義務を遵守させるものとします。
2. 本サービスの利用に関するユーザーの行為およびその結果は、契約者によるものとみなし、契約者はそのすべての責任を負うものとします。
3. 契約者は、ユーザー以外の第三者に、その正当な権限の範囲を超えて、本サービスを利用させてはなりません。

第18条(SIMカードの保管等)

1. 本サービスの利用には、SIMカードが必要となります。SIMカードは、当社が契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
2. 契約者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 契約者は、SIM カードに、当社、ドコモおよび第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。
4. 契約者によるSIMカードの管理不十分（紛失、滅失、毀損、および盗難を含みますがこれらに限られないものとします。）、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMカードの使用により発生した料金等については、すべてSIMカードの管理責任を負う契約者の負担とします。
5. 契約者は、SIMカードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 契約者の責めに帰すべからざる事由によりSIMカードが使用できなくなった場合に限り、当社の負担において、当社はSIMカードの修理もしくは交換するものとします。ただし、当該修理もしくは交換に際し、当社が別途定める特殊作業が発生するとき、その特殊作業の費用については契約者が負担するものとします。
7. 契約者の責めに帰すべき事由によりSIM カードが使用できなくなった場合は、その修理もしくは交換の費用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理もしくは交換のための費用のほか、損害金として5,000円（税別）を当社に支払うものとします。

第19条（SIM カードの返還等）

1. 契約者は、本契約終了後30日以内に、自己の費用と責任でSIMカードを当社に返還するものとします。なお、契約者がSIMカードを返還の期日までに当社に返還しなかったとき、当社はその損害金として5,000円（税別）を契約者に対して請求することがあります。
2. 契約者の都合により減額を伴う契約内容の変更が発生したとき、契約者の費用負担により、SIMカードを交換するものとします。
3. 契約者がEdge AI Boxサブスクリプションサービスの利用者であるとき、SIMカードの返還は、Edge AI Boxサブスクリプションサービスの対象のEdge AI Boxに装填したまま当社に返還するものとします。
4. 契約者がEdge AI Boxの所有者であるとき、SIMカードを本契約の対象となるEdge AI Boxから取出した上で、当社に返還するものとします。
5. 前項の場合、契約者は、このSIMカードの取出し作業を当社に対して委託することを希望するときは、作業費用ならびにEdge AI Boxの輸送費用を自ら負担することに同意したうえで、本契約とは別に、有償の業務委託契約を当社との間で締結するものとします。

第20条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、自らまたは第三者をして、次の各号のいずれかに該当する、または、そのおそれがある行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 当社もしくは第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (4) 本サービスについて、次の各行為をすること
 - ① 本サービスを、自らの業務目的以外に利用すること
 - ② 当社、本サービスの他の契約者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与えること
 - ③ 本サービスのネットワークまたはシステムなどに過度な負荷をかけること
 - ④ 本サービスのネットワークまたはシステムなどに対して、コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを配信する行為
 - ⑤ その他本サービスの運営を妨害すること
- (5) SIM カードについて、次の各行為をすること
 - ① 日本国外に持ち出すこと
 - ② 契約者以外の第三者に利用、貸与、譲渡および売買等を行うこと
 - ③ Edge AI Box 以外のデバイスに使用すること
 - ④ SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更または消去すること
 - ⑤ 当社、ドコモおよび第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等を行うこと
- (6) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (7) 前各号に準ずる行為と当社が判断する行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

第21条(秘密保持)

1. 当社および契約者は、本契約に関連して双方が開示する営業上または技術上その他一切の情報のうち、相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報およびその性質に鑑みて通常秘密として取り扱われるべき情報(以下「秘密情報」という。)を厳重に保管および管理するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示を受ける前に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
 - (3) 開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手したもの
 - (5) 開示を受けた情報によることなく独自に開発したもの
2. 当社および契約者は、相手方の書面による事前の承諾なく、秘密情報を第三者に開示ま

たは漏洩してはなりません。ただし、法令により開示義務を負うときまたは法律上権限ある公的機関により開示を命じられたときは、必要な範囲内に限り、開示することができるものとします。この場合、秘密情報を開示しようとする者は、合理的な事情があるときを除き、事前に相手方に通知しなければなりません。

3. 当社および契約者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用するものとし、本契約の目的の範囲を超える複製または改変が必要なときは、あらかじめ相手方から書面により承諾を得なければなりません。
4. 当社および契約者は、本契約が終了したときまたは相手方から要求があったときは、相手方の指示に従い、秘密情報の返還または破棄その他の措置を講ずるものとします。

第22条(個人情報)

1. 当社は、申込書に、個人情報保護法の個人情報その他個人に関する情報または同法の匿名加工情報(以下「プライバシー情報」といいます。)が含まれるとき、当社プライバシーポリシーにしたがい、これを取り扱い、法令を遵守します。
2. 本サービスの利用にあたって、契約者から提出された申込書にプライバシー情報が含まれるとき、契約者は、当社に対し、その旨を明示し、かつ、次の各号の事実のすべてが、正確かつ真実であることを表明し、保証します。
 - (1) 契約者がそのプライバシー情報の取得および当社への提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、正当な権限を有していること
 - (2) 契約者が個人情報保護法その他適用法令を遵守していること(個人情報保護法上必要な本人からの同意の取得を含みます。)
3. 契約者は、自己の費用と責任で、個人情報保護法その他適用法令の遵守に必要な手続きの一切をとります。

第23条(知的財産権等)

本サービスまたは当社ウェブサイトに関する知的財産権およびその他一切の財産権は、当社または当社に使用を許諾している第三者に帰属しており、本契約の締結により、契約者に対して譲渡または本規約に定める以上の使用許諾を行うものではありません。

第24条(当社による契約解除)

当社は、契約者が、次の各号のいずれかの事由に該当するとき、事前の通知または催告なく、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 第三者から差押え、仮差押え、競売、破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更

生手続の開始などの申立てを受けたとき、または自ら破産手続、民事再生手続、特定調停、特別清算もしくは会社更生手続の開始などの申立てをしたとき

- (2) 自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなるなど支払停止状態に至ったとき
- (3) 租税公課を滞納し督促を受け、または租税債権の保全処分を受けたとき
- (4) 所轄官庁から営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分などを受けたとき
- (5) 解散、事業の廃止、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡または合併の決議をしたとき、または買収されたとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して法令に違反する行為をしたとき
- (7) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対し、30日以上応答しないとき
- (8) 契約者がその重大性を問わず、本契約上の表明保証または義務に違反したとき
- (9) その他、当社が本契約の継続を適当でないと判断したとき

第25条(期限の利益の喪失)

契約者は、本契約の終了により、当社に負担する一切の債務について、期限の利益を当然に喪失し、当社に対し、その債務を、ただちに弁済するものとします。

第26条(連絡・通知)

1. 契約者から当社に対する本サービスに関する問い合わせその他の連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 当社から契約者に対する本サービスに関する連絡または通知は、申込書に含まれるメールアドレスに電子メールを送る方法その他当社の定める方法によって行うものとします。当社が申込書に含まれるメールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行った場合、契約者は当該連絡または通知を受領したものとみなします。
3. 契約者は申込書に含まれるメールアドレスその他の連絡先を変更したときは、当社に対して遅滞なく連絡するものとします。

第27条(地位の譲渡)

1. 契約者は、本規約および本契約に基づく権利または義務につき、第三者に対して、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。
2. 当社は本サービスに関する事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本規約および本契約に基づく権利および義務を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものと

し、契約者は、当該譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第28条(免責および責任制限)

1. 当社は、次の各号のいずれかに起因または関連して、契約者、ユーザー、または、第三者が被った損害の責任を、請求原因のいかんにかかわらず、負わないものとします。
 - (1) 本契約の終了
 - (2) 本サービスの提供、提供中断、提供停止、提供終了または変更
 - (3) 第6条(通信区域)ただし書きの内容
 - (4) 本サービスの通信利用の制限、通信時間等の制限または通信速度の低下
 - (5) 本サービスを利用して送受信されたデータの消失
 - (6) 契約者による本契約の表明保証または義務に違反
 - (7) 不可抗力を含む当社の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の使用または利用不能
 - (8) その他本サービスに関連して生じた当社の責めに帰すべからざる事由
2. 前項の規定にもかかわらず、当社が、契約者、ユーザー、または、第三者に対し、何らかの損害賠償責任を負うとき、その範囲および額は、次の各号のとおりとします。ただし、次項で定める場合は適用されないものとします。
 - (1) 損害の範囲は、これらの者自身に現実生じた直接かつ通常の損害に限られるものとします。逸失利益を含む特別損害は、その予見または予見可能性の有無にかかわらず、損害の範囲に含まれません。
 - (2) 損害額は、損害発生の原因となる出来事からさかのぼって6か月間に契約者が、当社に対し、本サービスの利用に関し現実に支払った金額を上限とします。
3. 前各項の規定にもかかわらず、当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本契約に定める条件に基づき本サービスの提供を受けることができなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金相当額を発生した損害とみなし、その額に限って契約者の損害を賠償するものとします。
4. 前各項は、損害が当社の故意もしくは重過失のみによって生じたときには適用されないものとします。

第29条(補償)

1. 契約者は、次の各号のいずれかに該当するとき、自己の責任と負担で、当社および当社関係者を保護し、その被った損害（合理的な弁護士費用を含みます。）のすべてを補償し、賠償するものとします。
 - (1) 本サービスの利用に起因または関連して、契約者が第三者の権利または利益を侵害するなどしたことを理由として、当社または当社関係者に対し、第三者からクレームまたは請求がなされたとき
 - (2) 契約者がその重大性を問わず、本契約の表明保証または義務に違反したことにより当社に損害が発生したとき
2. 契約者は、当社または当社関係者が前項第1号のクレームまたは請求などを受けたとき、または、契約者が、本契約の表明保証または義務に違反したとき、当社の求めに応じ、自らの費用と責任により、当社の防御に必要な情報を提供するものとします。

第30条(反社会的勢力の排除)

1. 当社および契約者は、反社会的勢力に所属または該当せず、かつ反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたって所属、該当、関与しないことを確約するものとします。
2. 当社または契約者は、相手方が反社会的勢力に所属、該当または関与していると判断した場合には、相手方に対して事前の何らの通知をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
3. 当社および契約者は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、同意します。

第31条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部または一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約における残りの条項、および条項の一部が無効または執行不能と判断された場合の当該条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第32条(言語)

本規約は、日本語版を正文とします。本規約の外国語訳が創出されるときであっても、その外国語訳と正文との間で意味または意図に矛盾または相違がある場合は、正文が優先するものとします。

第33条(準拠法および管轄裁判所)

本規約および本契約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本契約に関する当社と契約者との間における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

第34条(存続条項)

第1条(目的および適用)第2項および第3項、第4条(本契約の締結)第4項、第9条(通信速度等)第2項、第12条(サービス利用料金および支払方法など)第4項および第5項、第17条(ユーザー管理)第2項、第18条(SIMカードの保管等)第4項および第7項、第19条(SIMカードの返還等)、第21条(秘密保持)、第22条(個人情報)、第23条(知的財産権等)、第27条(地位の譲渡)、第28条(免責および責任制限)、第29条(補償)、第30条(反社会的勢力の排除)第3項、第31条(分離可能性)、第32条(言語)、第33条(準拠法および管轄裁判所)、および本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。ただし、第22条(秘密保持)については、本契約終了後3年間に限り存続するものとします。

附則

2020年5月14日制定

2022年6月2日改定

2025年10月23日改定